

暮らしのお知らせ

結果を公表します

令和6年度の財政指標

令和6年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率を公表します（左表）。

この指標は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づ

き、地方公共団体の財政が悪化した場合に早期に是正することを目的に設けられています。

早期健全化基準を超えると、財政健全化計画を策定するなど、財

健全化判断比率

(単位：%)

財政指標の名称	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.47	20.00
連結実質赤字比率	—	16.47	30.00
実質公債費比率	10.3	25.0	35.0
将来負担比率	95.1	350.0	—

※「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、黒字の場合は「—」の表記

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
農業集落排水事業会計	—	20.0
公設地方卸売市場特別会計	—	20.0

※資金不足とならない場合は「—」の表記

政運営上の制約を受けることとなります。

本市は、どの指標も早期健全化基準を下回り、財政の健全性が確保されています。

財政指標の概要

○実質赤字比率…一般会計などを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○連結実質赤字比率…全会計を対象とした実質赤字または資金不足額の標準財政規模に対する比率

○実質公債費比率…一般会計などが負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○将来負担比率…一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

○資金不足比率…公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示します。

令和6年度決算の概要は、広報

なりた12月1日号に掲載する予定です。

※くわしくは財政課(☎20・1512)へ。

事業主は申請を

雇用促進奨励金

市では、障がい者や高齢者などを雇用した事業主に奨励金を支給しています。

対象Ⅱ市内に事業所があり、次のいずれかに当てはまる市内在住の人を常用労働者として雇用した事業主(①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)

- ① 60歳以上の人
- ② 障がいのある人
- ③ 20歳未満の子や障がいのある子を扶養する母子家庭の母と父子家庭の父
- ④ 精神・身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている配偶者を扶養する人
- ⑤ 自己の事業所(定年を65歳以上に定めている事業所に限る)に10年以上勤務した定年退職者

奨励金の額(1人当たり)Ⅱ月額1

万7,000円(重度の障がい

のある人は2万2,000円)

助成期間Ⅱ雇用した翌月から12カ

月(重度の障がいのある人は18

カ月)

申請期限Ⅱ9月30日(火)

※くわしくは商工振興企業立地課(☎20・1622)へ。

変更届を忘れずに

農業集落排水

市では、農業集落排水事業を6つの処理区(名古屋、成井・地藏原新田、横山・馬乗里、新田、堀籠、奈土・津富浦)で実施しています。

すでに農業集落排水に接続して使用人数に変更があった場合は、下水道課(市役所5階)へ変更届を提出してください。

また、対象の地区に住んでいて接続工事を済ませていない人は、農業集落排水に接続をしてください。

※くわしくは同課(☎20・1553)へ。

環境保全のために

地球温暖化防止活動 推進員

県では、地域で地球温暖化対策の普及啓発活動を行うボランティアを募集しています。

応募資格 県内在住・在勤・在学の18歳以上で、県内での推進員の活動経験があるまたは地球温暖化対策や省エネルギーに関する資格があるなどの要件を満たす人（資格がない場合は、申し込み後に県が指定する研修を受講）

任期 令和8年4月1日～9年3月31日

応募方法 10月24日（金）（必着）までに、県ホームページにある申請書を郵送またはFAX

で県地球温暖化防



県ホームページ

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



8月16日（土）～31日（日）

16日	シン・NARITA NEWTOWNまつり
18日	国道51号整備促進期成同盟要望活動
20日	中学生議会
22日	総合計画審議会 共生社会ウィークメインイベント
23日	成田山みたま祭り盆踊り大会
24日	平和の集いとコンサート
25日	首都圏中央連絡自動車道建設促進県民会議総会・県民大会 成田空港滑走路新増設推進協議会
26日	千葉県市長会定例会（Web会議） シルバーいきいき作品展表彰式
27日	定例記者会見
28日	北千葉道路建設促進期成同盟要望活動
29日	9月定例市議会開会（～9月25日） 全員協議会
31日	十三代目市川團十郎白猿襲名記念クロック寄贈式



共生社会ウィークメインイベントで（23日）

縦覧場所 環境対策課（市役所5階）、県廃棄物指導課（県庁本庁舎4階）、印旛地域振興事務所

地域環境保全課（印旛合同庁舎内・佐倉市）

意見の提出方法 10月28日（火）（当日消印有効）までに縦覧場所にある意見書を直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで県廃棄物指導課（〒260・8667 千葉市中央区市場町1-1 FAX 043・223・2655）へ。



ちば電子申請サービス

※くわしくは県温暖化防止活動推進センター（☎043・246・2180）へ。

調査書などの縦覧と意見の提出を

一般・産業廃棄物処理施設

（株）ナリコーが計画している一般・産業廃棄物焼却施設（十余三文字天神峰214番28ほか）に関する一般・産業廃棄物処理施設設置許可申請書、生活環境影響調査書の縦覧と意見の提出ができます。

期間 10月14日（火）まで

利用証を交付します

パーキング・パーミット制度

公共施設や商業施設などに設置



されている障害者等用駐車区画の利用証を交付します。

対象 障がいのある人、介護が必要な高齢者、難病患者、妊産婦、けが人など

必要書類 障害者手帳などの確認書類、代理人の本人確認書類（代理人が申請する場合）

申請方法 必要書類を持って、障がい者福祉課・介護保険課（市役所議会棟1階）、子育て支援課（市役所2階）、健康増進課（保健福祉館内）、下総・大栄支所へ。郵送の場合



県ホームページ

は県ホームページにある申請書と必要書類を県健康福祉指導課（〒260・8667 千葉市中央区市場町1-1）へ障がいの種類などにより、交付基準や利用期間が異なります。交付を希望する場合は、事前に障がい者福祉課（☎20・1539）へ連

絡してください。
※くわしくは同課へ。

労働委員会が応じます 個別的労使紛争の あっせん

県労働委員会では、労働者と使用者との間で生じた解雇・パワハラ・労働条件の不利益変更などのトラブルについて、双方の歩み寄りによる円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

あっせんは、労働者・使用者どちらからの申請でも、無料で受け付けています。

※くわしくは県労働委員会事務局（☎043・223・3735）へ。

今月の納期限

9月30日（火）

- ①国民健康保険税（第3期）
- ②後期高齢者医療保険料（第3期）
- ③介護保険料（第3期）

※くわしくは①納税課（☎20-1519）、②保険年金課（☎20-1547）、③介護保険課（☎20-1545）へ。

差し押さえ物件を入札で

不動産の会場公売

市税などの滞納処分で差し押さえられた不動産を入札で売却します。

日時 11月18日(火) 午前10時30分から(事前説明は午前10時15分から)

会場 ながごみの米屋 スカイツウンホール

入札参加に必要な物 公売保証金印鑑、買受適格証明書(農地の場合。証明書交付申請は9月25日(木)まで)、委任状(代理人が入札する場合)

代金納付期限 12月9日(火) 午後2時30分

※くわしくは納税課

(☎20・1519)

または市ホームページへ。



市ホームページ

専門家がポイントを解説

マンション管理組合

セミナー・相談会

日時 10月11日(土) 午後1時～4時10分

会場 中央公民館

内容 1 マンションの長期修繕計画

の作成方法に関するセミナーと相談会

定員 40人(相談会は3組。先着順)

参加費 無料

※申し込みは千葉県マンション管理士会(☎043・244・9091)へ。

専門家が応じます

無料法律相談

司法書士法律相談

日時 10月3日(金) 午前10時～午後3時

会場 市役所2階202会議室

内容 不動産・法人の登記、簡易裁判所訴訟、自己破産、債務整理、成年後見など

問い合わせ先 千葉司法書士会佐倉支部・石川さん(☎85・7896)

公証相談

日時 10月7日(火) 午前9時～正午

会場 法務局佐倉支局

内容 公正証書(遺言・任意後見契約・離婚に関する契約・私文書の認証)などの作成

相談員 成田公証役場公証人

問い合わせ先 成田公証役場(☎22・1035)

調停相談

日時 10月18日(土) 午前10時～午後2時30分

会場 もりんぴあこうづ

内容 離婚、養育費、遺産相続、交通事故、近隣トラブルなど

相談員 調停委員、弁護士

問い合わせ先 千葉地方裁判所佐倉支部(☎043・484・1216)

※電話での相談はできません。相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは各問合わせ先へ。

周辺環境への配慮を

野焼きの禁止

(野外でのごみの焼却行為(野焼き)は、不完全燃焼による一酸化炭素やダイオキシン類などの有害物質を発生させる恐れがあります。)

また、灰で洗濯物が汚れる、煙で窓が開けられないなど、近隣住民の迷惑となります。

野焼きは一部を除き、法律で禁止されています。違反者は5年以

下の拘禁刑、または1,000万円以下の罰金などが科せられる場合があります。

禁止の例外となる行為でも、周辺地域の生活環境に影響を与えていると判断される場合は、行政指導の対象となります。

※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

口座振替が便利で確実

し尿のくみ取り手数料

し尿のくみ取り手数料の支払いは、便利な口座振替の利用をお勧めしています。

口座振替を希望する人は、納入通知書・預金通帳・届け出印を持って、指定金融機関や郵便局で手続きしてください。また、利用の際は振替時の残高不足に注意してください。

こんな時は連絡を

初めてくみ取りを依頼する時や引っ越しなどでくみ取りが必要・不要になった時、振替口座や世帯主を変更した時などは環境衛生課(☎20・1531)に連絡してください。

※くわしくは同課へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容 防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語 日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法 右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール
配信サービス